

資料編

資料編

1 石巻市自死対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、石巻市自死対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 自死対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自死対策計画に関すること。
- (3) 自死対策推進の具体的方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 本部長は、審議事項について急を要するため推進本部の会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議を行うことができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、石巻市自死対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の委員を出席させ、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(決定事項の執行)

第6条 推進本部において決定された事項は、その業務を所掌する部署において適切に執行しなければならない。

- 2 前項の場合において、所掌する部署が明らかでないときは、推進本部で相当部署を決定するものとする。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事務を調査検討するため、推進本部に石巻市自死対策推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は健康部長をもって充て、副幹事長は健康部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、協議会の委員を出席させ、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(自死対策検討部会)

第8条 第2条に掲げる事務を専門的に調査検討するため、幹事会の下部組織として、石巻市自死対策

検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会は、部会長及び部員をもって構成する。
- 3 部会長は健康部健康推進課長をもって充て、部員は関係する部課の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員を出席させ、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部、幹事会及び検討部会の庶務は、健康部健康推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長、会計管理者、危機管理監

別表第2(第7条関係)

復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、生活環境部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長

2 石巻市自死対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の理念に基づき、自死対策の取組に関して、本市、関係機関及び関係団体等が連携し、自死対策の総合的な推進を図るため、石巻市自死対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べ、情報交換等を行うものとする。

- (1) 自死対策に関わる機関及び関係団体等の連携、活動等に関する事項
- (2) 自死対策の計画及びその推進に関する事項
- (3) その他自死対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 精神保健医療業務に携わる者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 学校保健業務に携わる者
- (5) 自死対策に関わる機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議及びその活動を通じて知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 石巻市自死対策連絡協議会委員名簿

No.	石巻市自死対策連絡協議会第3条	委員名	団体名等	備考
1	学識経験を有する者	前田 拓馬	仙台弁護士会	
2	精神保健医療業務に携わる者	上野 草太	医療法人有恒会 こだまホスピタル	会長
3	福祉業務に携わる者	菅原 よしゑ	石巻市民生委員児童委員協議会	
4		内海 信康	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	
5	学校保健業務に携わる者	阿部 紀子	石巻市立小・中学校長会	
6	自死対策に関わる機関の職員	齋藤 修也	石巻警察署	
7		武山 義之	石巻地区広域行政事務組合 消防本部	
8		伊藤 茂樹	石巻赤十字病院 総合患者支援センター	
9		和泉 かほる	宮城県東部保健福祉事務所	
10		岡崎 茂	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会 みやぎ心のケアセンター 石巻地域センター	副会長
11		渋谷 浩太	一般社団法人 震災こころのケア・ネットワーク みやぎ(からこころステーション)	
12	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者	尾形 輝雄	石巻商工会議所	

任期：平成30年（2018年）7月1日から平成32年（2020年）6月30日まで

4 平成30年度石巻市自死対策推進計画策定の経過

開催年月日	会議等の名称	検討内容
平成30年5月31日	第1回石巻市自死対策推進本部幹事会	(1) 石巻市自死対策推進本部の設置について (2) 石巻市の現状について (3) 石巻市自死対策推進計画策定について
平成30年6月4日	第1回石巻市自死対策推進本部	(1) 石巻市自死対策推進本部の設置について (2) 石巻市の現状について (3) 石巻市自死対策推進計画策定について
平成30年6月5日	第1回石巻市自死対策検討部会	(1) 自死対策推進の必要性について (2) 石巻市の自死の現状及び課題について (3) 石巻市自死対策推進計画策定について (4) 事業の洗い出しについて
平成30年7月2日	第1回石巻市自死対策連絡協議会	(1) 石巻市自死対策推進本部の設置について (2) 石巻市の自死の現状及び課題について (3) 石巻市自死対策推進計画策定について (4) 事業の洗い出しについて
平成30年8月28日	第2回石巻市自死対策検討部会	(1) サブタイトル・基本理念について (2) 基本施策、重点施策(案)について (3) 事業の洗い出しシートについて
平成30年10月1日	第3回石巻市自死対策検討部会	(1) 職員対象の自死対策研修会 (2) 計画の施策体系(案)について (3) 基本理念について (4) 基本施策、重点施策(案)の目標について (5) 基本施策、重点施策(案)の取組について
平成30年11月1日	第2回石巻市自死対策連絡協議会	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)について
平成30年11月14日	第2回石巻市自死対策推進本部幹事会	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)について
平成30年11月19日	第2回石巻市自死対策推進本部	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)について
平成30年12月7日 ～26日	パブリックコメント	石巻市自死対策推進計画(案)の意見募集
平成31年1月17日	第4回石巻市自死対策検討部会	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)の修正について (2) パブリックコメントの実施結果について
平成31年1月24日	第3回石巻市自死対策連絡協議会	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)の修正について (2) パブリックコメントの実施結果について
平成31年1月31日	第3回石巻市自死対策推進本部幹事会	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)の検討
平成31年2月4日	第3回石巻市自死対策推進本部	(1) 石巻市自死対策推進計画(案)の決定

石巻市自死対策推進計画

平成 31 年 3 月

編集・発行：石巻市 健康部 健康推進課

〒986-8501 宮城県石巻市穀町 14 番 1 号

TEL : 0225-95-1111 / FAX : 0225-23-3618

